



日本国憲法第六條第二項の規定により
最高裁判所判事今崎 幸彦を最高裁判所
長官に任命するについて
右謹んで裁可を仰ぎます。

令和六年八月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄



内

閣